

令和6年6月26日

一般社団法人 東京建設業協会 御中

東京都都市整備局市街地整備部

区画整理課 盛土対策担当

(東京都) 宅地造成等に関する工事許可申請等手数料及び
都市計画法に基づく開発許可申請等手数料の改定について

平素より東京都行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称：盛土規制法)が令和5年5月に施行されました。東京都では、盛土規制法に基づく規制区域を令和6年7月31日に指定し、運用を開始します。

これに伴い、別表のとおり、宅地造成等に関する工事許可申請等手数料及び都市計画法に基づく開発許可申請等手数料を改定し、令和6年7月31日より改定後の手数料を適用しますので、お知らせいたします。

なお、盛土規制法の運用に係る詳細につきましては、以下ホームページ等をご覧ください。

- 東京都都市整備局ホームページ

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/index.html>

【連絡先】

東京都 都市整備局 市街地整備部

区画整理課 盛土対策担当

森野、神田、金井

電話：03-5320-5132

別表1 盛土規制法に基づく工事許可申請等手数料

1 宅地造成・特定盛土等に関する工事の許可			
	切土又は盛土をする土地の面積	手数料 (改定前)	手数料 (改定後)
	500m ² 以内のもの	18,000 円	20,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	31,000 円	34,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	46,000 円	54,000 円
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	74,000 円	89,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	106,000 円	123,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	172,000 円	201,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	188,000 円	220,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	243,000 円	275,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	331,000 円	364,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	489,000 円	533,000 円
2 土石の堆積に関する工事の許可			
	土石の堆積をする土地の面積	手数料 (改定前)	手数料 (改定後)
	500 m ² 以内のもの	—	18,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	—	28,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	—	35,000 円
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	—	54,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	—	66,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	—	121,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	—	134,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	—	163,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	—	207,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	—	292,000 円
3 工事の変更の許可			
		手数料	
	宅地造成・特定盛土等：ア～ウの合計額。ただし、上限（改定前）489,000 円→（改定後）533,000 円。 土石の堆積：ア～ウの合計額。ただし、上限 292,000 円。		
	ア 工事の設計の変更	工事の許可の 1/10	
	イ 新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	工事の許可と同額	
	ウ その他の変更	15,000 円	
4 その他の手続			
		手数料 (改定前)	手数料 (改定後)
	省令第 88 条の規定に基づく証明書の交付	—	900 円
	盛土規制法調書の写しの交付	—	700 円

※令和 6 年 7 月 31 日より、改定後の手数料を適用します。

別表2 都市計画法に基づく開発許可申請等手数料

1 開発行為の許可			
	開発区域の面積	手数料（改定前）	手数料（改定後）
(1) 自己住宅用			
	0.1ha 未満のもの	13,000 円	13,000 円
	0.1ha 以上、0.3ha 未満のもの	34,000 円	39,000 円
	0.3ha 以上、0.6ha 未満のもの	65,000 円	76,000 円
	0.6ha 以上、1.0ha 未満のもの	133,000 円	149,000 円
	1.0ha 以上、3.0ha 未満のもの	200,000 円	225,000 円
	3.0ha 以上、6.0ha 未満のもの	261,000 円	305,000 円
	6.0ha 以上、10.0ha 未満のもの	337,000 円	370,000 円
	10.0ha 以上	460,000 円	497,000 円
(2) 自己業務用			
	0.1ha 未満のもの	20,000 円	21,000 円
	0.1ha 以上、0.3ha 未満のもの	46,000 円	51,000 円
	0.3ha 以上、0.6ha 未満のもの	100,000 円	113,000 円
	0.6ha 以上、1.0ha 未満のもの	185,000 円	204,000 円
	1.0ha 以上、3.0ha 未満のもの	307,000 円	340,000 円
	3.0ha 以上、6.0ha 未満のもの	415,000 円	457,000 円
	6.0ha 以上、10.0ha 未満のもの	521,000 円	567,000 円
	10.0ha 以上	737,000 円	795,000 円
(3) その他			
	0.1ha 未満のもの	131,000 円	141,000 円
	0.1ha 以上、0.3ha 未満のもの	199,000 円	215,000 円
	0.3ha 以上、0.6ha 未満のもの	292,000 円	320,000 円
	0.6ha 以上、1.0ha 未満のもの	348,000 円	379,000 円
	1.0ha 以上、3.0ha 未満のもの	525,000 円	573,000 円
	3.0ha 以上、6.0ha 未満のもの	599,000 円	654,000 円
	6.0ha 以上、10.0ha 未満のもの	746,000 円	808,000 円
	10.0ha 以上	1,004,000 円	1,081,000 円
2 開発行為の変更の許可			
		手数料	
	ア～ウの合計額。ただし、上限（改定前）1,004,000 円→（改定後）1,081,000 円。		
	ア 開発行為の変更	開発行為の許可の 1/10	
	イ 新たな土地の編入に係る開発行為の変更	開発行為の許可と同額	
	ウ その他の変更	15,000 円	
3 その他の手続			
		手数料（改定前）	手数料（改定後）
	省令第 60 条の規定に基づく証明書の交付	—	900 円
	開発登録簿の写しの交付	700 円	700 円

※令和 6 年 7 月 31 日より、改定後の手数料を適用します。